

平成23年度 教育行政方針

土佐清水市教育委員会

土佐清水市 市民憲章

- 一つ、この海はわたらの海です。みんなで守りましょう。
- 一つ、未来をになうこどもです。みんなで育てましょう。
- 一つ、働くことは日々のよろこびです。みんなで励みましょう。
- 一つ、豊かな文化は市民のねがいです。みんなで高めましょう。
- 一つ、かけがえのないいのちです。みんなで大切にしましょう。

I 基本方針

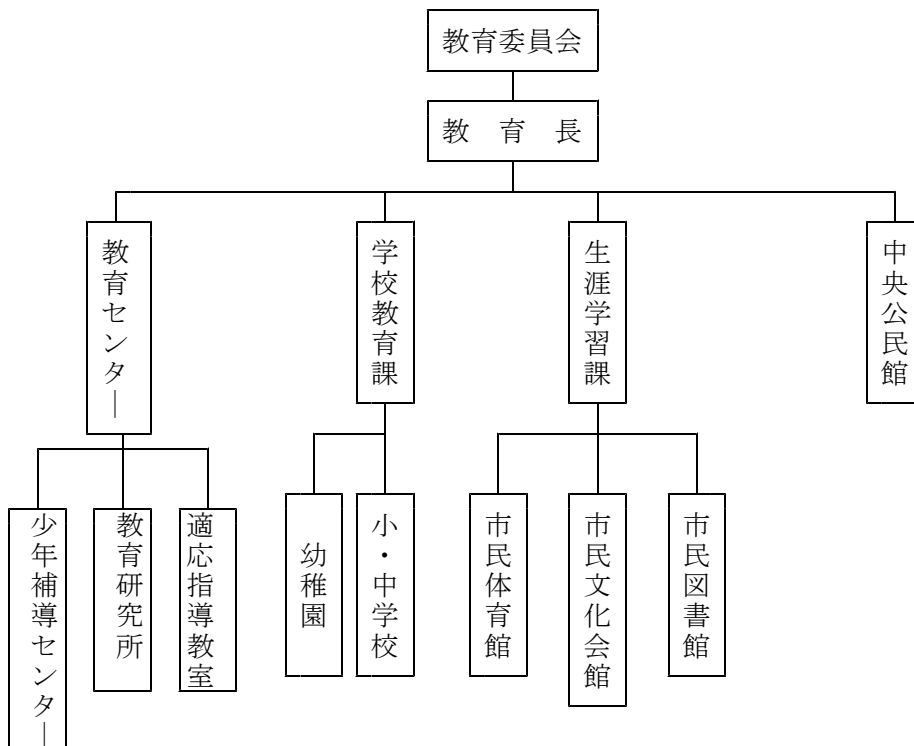
土佐清水市発展の原動力は「人」です。

市民の本市教育に対する期待と要請に応えて、活力と豊かで生きがいのある郷土づくりを実現するため、「ふるさとを愛し、たくましく、心豊かな人づくり」を基本として、関係者の英知と情熱を結集し、心身ともに健康で、調和のとれた市民の育成をめざす教育行政の推進に努め、生涯にわたって「人としての尊厳」を大切にします。

そして、「生涯の学び」を保障するため、家庭・学校・地域社会及び行政が一体となった、望ましい教育環境の整備と改善を図り、地域の実態に即して、特色ある教育の創造に努め、「地域に根ざし、地域を育てる」教育施策を推進します。

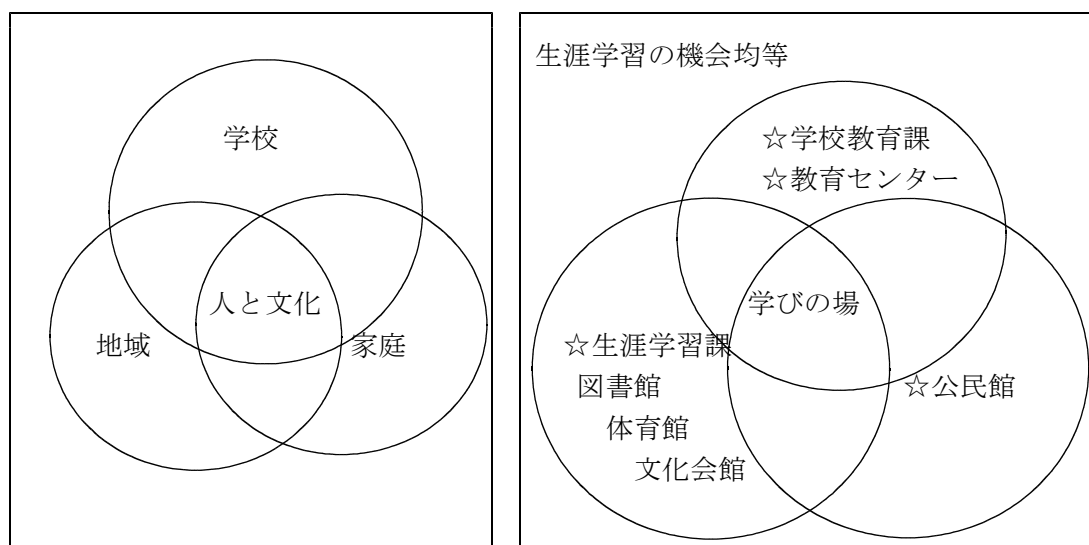
平成23年度も、高知県教育委員会教育版「地域アクションプラン」を有効かつ効果的に活用しながら、今後も、「教育環境日本一」をめざして、各施策を積極的に展開します。

1. 各機構関係



2. 生涯学習の機会

3. 生涯学習を推進するための各機関の関係



II 学校教育行政施策

本市の過疎化・少子高齢化や不況の波は、市内の小中学校を取り巻く状況にも大きな影響を与えております。

小中学校統合実施プランに基づき、清水中学校の新校舎改築、市内中学校の統合等について、地域・保護者の理解を得ながら、プランを計画的に推進します。

本年度も、「全国学力・学習状況調査」と「全国体力・運動能力・運動習慣等調査」が、全小・中学校（抽出校と希望校）で実施されます。子ども達の生きる力の醸成のために、子ども一人ひとりの学習意欲を高め、基礎・基本の確実な定着を図り、それを活用できる確かな学力を向上させていくことが必要となります。これまでの「全国学力・学習状況調査」の結果から、基礎的・基本的な内容については身につけてきているものの、学習や生活への活用を問うB問題の正解率の低さなどが課題であることから、今後も、研究所と土佐清水市学力向上検討委員会（平成21年設置）が中心となって、子ども達の学力や学習状況を分析し、「基本的生活習慣の定着」・「基礎学力の定着と学力向上」をめざして、着実な取り組みを進めます。

中学校数学教員を清水小学校に配置して、小学校高学年の算数を教えるという2年間の「小中連携事業」が、昨年度終了しました。その成果の検証を行いながら、今後もさらなる連携のあり方について研究を進めてまいります。

体力・運動能力調査についても、昨年、全小中学校で実施いたしました。小中ともほぼ全てのテスト項目において全国を超える結果となり、総合評価においても特に女子の評定高さが顕著でした。体力についても、学力同様に確かな力をつけることが求められています。体育の授業改善を積極的に行いながら、子ども達の日常生活全般に渡った体力づくりや、運動に親しむ環境作りに努めてまいります。

併せて、教職員の指導力の向上やいじめや不登校対策などにも、関係機関と連携しながら、取り組んでいきたいと考えております。

子ども達のよりよい未来を保障するために以下に掲げた、組織体制の充実、教育内容の充実・教育条件、環境の整備等について、積極的な取り組みを推進いたします。

1. 教育体制の充実に向けて

(1) 教員の資質・指導力の向上

- ①学校経営及び校内研修の支援を充実します。
- ②組織的なOJTにより教職員の力量アップに努めます。
- ③県教委、県教育センター主催の研修への積極的な参加を進めます。
- ④西部教育事務所と連携し学校を支援していきます。
- ⑤校長のリーダーシップを高め、学校組織の活性化を図ります。
- ⑥人事評価制度を活用し、指導力の向上を図ります。
- ⑦小・中学校の連携を強化し、授業や校内研修等、教員の相互交流を図ります。
- ⑧教職員のパソコン等、ICT機器の活用能力を高めます。

(2) 特色ある学校づくりの推進

- ①学校、地域の特色を生かした教育を推進します。
- ②総合的な学習の時間を支援します。
- ③学校行事等の見直しと精選に努めます。
- ④各学校の教育課題の解決のための非常勤時間講師等の人的支援を行います。
- ⑤地域教材を作成し、地域を愛し誇りに思う子どもを育成します。

(3) 開かれた学校づくりの推進

- ①地域と連携し、学校の実態に応じた開かれた学校づくりを推進します。
- ②学校施設の開放に努めます。
- ③学校と家庭・PTA、地域との連携による教育活動の充実を努めます。
- ④ふるさと教育を推進します。

2. 教育内容の充実

(1) 新学習指導要領の理解と円滑な実施に向けた準備

- ①英語指導助手（ALT）を積極的に活用し、小学校での外国語活動を推進します。
- ②中学校新学習指導要領移行期間中の授業時数、学習内容の徹底に努めます。
- ③新学習指導要領の完全実施に向けて、ソフト面・ハード面での整備を進めます。

(2) 基礎学力の定着と学力の向上

- ①教育内容の充実を図ります。
 - ・人権教育 ・情報教育 ・環境教育 ・キャリア教育 ・総合的な学習の時間
 - ・図書館教育 ・健康、安全教育 ・福祉教育 等
- ②年間総授業時数の確保を徹底し、指導の充実を図ります。
- ③到達度把握・授業評価システムや学力調査を効果的に活用して、児童生徒一人ひとりの学習状況を把握し、わかるできる授業の創造を進めます
- ④学力向上に向けた「学校改善プラン」が確実に履行されるよう支援します。
- ⑤保・幼・小・中・高の連携を進め、教員等の相互交流も含めた、実践的指導力や学習効果の向上に努めます。
- ⑥小・小連携および小規模校の交流学习の推進を図ります。
- ⑦へき地複式教育の充実を図ります。
- ⑧進路指導・キャリア教育の充実を図ります。
- ⑨PTA活動や保護者との連携により、基本的な生活習慣及び学習習慣の推進を図ります。
- ⑩清水小中学校の30人、35人学級の編成に努めます。
- ⑪ティームティーチングや少人数指導、習熟度別授業など指導方法の工夫改善に努めます。
- ⑫研究指定校の積極的な導入とその支援に努めます。
- ⑬研究発表会を支援します。

(3) 豊かな心を育む教育の推進

- ①就学前教育・学校教育・地域教育等の連携を図りながら、全ての人権課題(同和課題、女性、子ども、高齢者、障がい者、HIV感染者等、外国人など)の解決と、人権尊重の社会をめざした教育を総合的に推進します。
- ②道徳教育の全体計画と道徳の時間の年間指導計画をもとに、道徳の時間の指導を充実するよう努めます。
- ③教育センター等、各機関と連携して、「いじめ・不登校・問題行動」への支援態勢を充実します。
- ④温かい学級づくりのためにQ-Uアンケートを実施します。
- ⑤命を大切にすることを推進します。
- ⑥学校図書館の活性化を図り、読書教育活動を支援します。

(4) 特別支援教育の推進

- ①特別支援教育学校コーディネーターの育成を図ります。
- ②特別支援教育支援員の拡充を図ると共に、支援員研修会の充実に努めます。
- ③個別支援計画の作成等、個別支援の必要な児童生徒を積極的に支援します。
- ④関係機関との連携を深めながら、就学指導委員会の活性化を図り、適切な就学指導に努めます。

(5) 安全教育の推進

- ①自然災害等に備えた安全教育を推進します。
- ②危機管理マニュアルを活用して、非常時における訓練等に努めます。
- ③南海地震・東南海地震・津波に備えた、訓練等を実施します。
- ④教職員の危機管理能力、救急対応力を高めます。

3. 教育条件・環境の整備

(1) 学校統合実施プランの計画的な取り組み

清水中学校新校舎改築のため用地取得を行い、平成23・24年度で校舎の建築、24年度には、体育館・武道館・相撲場・プールを建築します。

(2) 学校施設・設備の充実・整備の推進

- ①施設、設備のメンテナンスや空調整備を計画的に実施します。
- ②南海地震、東南海地震に備え、施設面での危機対応を推進します。

(3) 学校給食推進検討委員会の設置

学校給食推進検討委員会を開催し広く意見を求めます。

4. 「教育環境日本一」をめざして

- (1) 方策案の達成に向けて、困難なことにも積極的に取り組みます。
- (2) 中一ギャップ解消・学力向上に向けた小中連携事業の検証と、発展に努めます。

5. 教育版「地域アクションプラン」の推進

- (1) 事業の目的達成に向けて、積極的に取り組みます。
- (2) 県教委、西部教育事務所と連携します。

Ⅲ 生涯学習行政施策

1. 生涯学習行政施策

平成18年12月に教育基本法が改正され“公共の精神”と“家庭の教育責任”等が新たに規定されました。その後、教育振興基本計画の策定、平成20年の6月には社会教育三法が改正され、要点のひとつに、「学校・家庭・地域の連携強化」が規定されました。これらは「放課後子ども教室

推進事業」と「学校支援地域本部事業」を推進するための規定として位置づけられ、両事業は、教育基本法第13条に新設された「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」により、社会全体の教育力を高めるための施策であります。これらの背景として、平成16年～18年は、子どもが犠牲になる犯罪・凶悪事件が相次いで発生し社会問題化したことや、子どもを取り巻く家庭や地域の教育力の低下が指摘されました。そうした中、当時の文部科学省（放課後子ども教室推進事業）と厚生労働省（放課後児童健全育成事業）は、連携方策に関し協議を重ね平成19年度から「放課後子どもプラン」として、両省連携しながら、事業を実施してまいりました。平成22年度に「放課後子どもプラン」事業の見直しがなされ、これまで、別々に実施されていた「放課後子ども教室推進事業」「学校支援地域本部事業」「家庭教育支援事業」の3の事業を、「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」として一体的に実施するものです。

この事業の背景として、社会がますます複雑多様化し、子どもを取り巻く環境も大きく変化する中で、家庭や地域の教育力が低下しており、未来を担う子ども達を健やかに育む体制づくりを目指す必要があります。このためこれからの教育は、学校だけが役割と責任を負うのではなく、学校、家庭、地域の連携協力のもとに進めていくことが不可欠となり、学校、家庭及び地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制を築くことを目的としています。

この目的の実現に向けて、地域住民が意欲と関心を持って自ら進んで学校支援活動に参加することは、これまで培ってきた知識や経験を活かす場が広がり、自己実現や生きがいづくりにつながるもので、ひいては生涯学習社会の実現につながり、地域の活性化につながっていきます。

これらのことから、家庭や地域の教育力の向上、子ども達の安全安心な生活環境づくり、子どもの体力向上や高齢者の健康増進、環境の保全、文化の継承と創造など地域づくりに取組み、生涯学習、文化、スポーツの振興を推進してまいります。

(1) 生涯学習の推進

- ① 人が生きていくために必要な学習は、個人の自発的な意志に基づいて、自己に適した手段と方法で生涯を通して行われ、生涯学習を市民一人ひとりが主体的・効果的に行われるよう様々な教育機関と連携し「いつでも、だれでも、どこでも」学習できるシステムを確立するよう努めます。
- ② 市民に生涯学習の必要性について啓発するとともに、市民自らが意欲的に学習に参加し、生涯にわたり心身ともにたくましく心豊かに生活が出来るよう生涯学習社会の実現に努めます。
- ③ 社会教育施設の有効活用を図り、それぞれの施設の主体性を活かした各種事業の推進に努めます。

(2) 生涯学習体制の整備

- ① 生涯学習の推進に果たす指導者の役割を重視し、時代の要請にこたえる指導者の育成、確保を図り人的体制の整備と指導者の資質の向上に努めます。
- ② 生涯学習活動を促進するための拠点となる中央公民館、市民図書館、市民文化会館、市民体育館等の連携を深め、より効果的な運営に努めます。

(3) 生涯学習内容の充実

乳幼児・少年・青年・高齢期の学習要求や課題に対応した学級、講座、地域活動等、学習情報や資料の提供、学習相談体制の整備を図り、学習内容の充実に努めます。

① 乳幼児教育

親子のふれあいを密にするため、家庭教育子育て支援に努め、従来から行ってきたブックスタート事業をはじめ、市民図書館に親子ふれあいコーナー「ひだまりハウス」を開設

し、親子での絵本の読み聞かせや、子育てのおかあさん達が集い、情報交換などが出来る環境づくりに努めます。

② 少年教育

- (ア) 自然の中で遊びや科学する心の育成及び異年齢集団活動、生活訓練活動等の場と機会を提供し、少年の望ましい人間形成づくりに努めます。
- (イ) 週休日における校外活動の充実のため、中央公民館・市民体育館・市民図書館等の事業を通して、体験学習の充実に努めます。
- (ウ) 放課後子ども教室推進事業の実施により、子どもの安全・安心の居場所を設け、学校・家庭・地域が連携して、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動・地域住民との交流活動等を行い健全育成ができるよう努めます。

③ 青年教育

- (ア) 青年の学習及び活動を促進するため、リーダーとしての専門的知識、技術を習得する機会を提供し、指導者の育成確保に努めます。
- (イ) 地域に密着した活動を奨励し、社会性の養成に努めます。
- (ウ) 土佐清水市における若者定着や人口増などについて、若者が集う出会いの「場」を積極的に推進します。
- (エ) 土佐清水市連合青年団の活動について、活動支援や、学習機会の提供など充実した青年団活動が推進できるよう支援します。

④ 成人教育

(ア) 成人教育の拡充

生涯学習の観点から、成人の学習意欲の多様化、高度化に対応した学習機会の拡充に努めます。

(イ) PTA活動の振興

幼、保、小、中、高等学校各PTAとの連携に努め、会員の意識の向上を図るとともに、心豊かでたくましい青少年を育成するための地域活動や研修の充実に努めます。

⑤ 女性教育

女性の社会参加を促進するための社会奉仕活動等への参加や、学習機会の拡充に努め、特に連合婦人会の活動について、独自の活動や奉仕活動など土佐清水市で果たす役割は大きく、連合婦人会が十分に活動できるための支援に努めます。

⑥ 高齢者教育

高齢者が社会的適応、人材活用等によって積極的に生きがいを見出すため、学習や仲間づくり、社会奉仕活動等の機会拡充に努め、健康づくりや生きがいづくりとしてペタンクやグラウンドゴルフを行う高齢者が急激に増加しています。そのため環境整備として施設整備や用具の貸出、スポーツ指導など、地域の高齢者が元気に楽しく余暇を過ごすよう支援を行います。

⑦ 家庭教育

子どもが健全で健やかに育つ基本は家庭からであり、家庭教育については重点課題と考えます。まず親がしっかりと子育てについて学習することが大切です。市P連、関係機関と連携し研究大会や各単Pで、家庭教育について取組んで参ります。

(4) 生涯スポーツの推進

- ① 生涯にわたり健全な心身を育むとともに、うるおいのある豊かな生活を営むため市民一人ひとりが生活の中にスポーツを取り入れ、自主的にスポーツ活動を実践していくための条件整備を行います。
- ② これまでスポーツ活動への機会の少なかった女性・高齢者の健康と体力の維持増進を図

るため、多様なニーズに応じたスポーツ教室を開設します。

- ③ 体育関係団体との密接な連携のもとに、自主的・継続的な活動の輪を広げ、スポーツ参加率の向上、世代間交流、高齢者の生きがいづくり、学校週五日制への対応等を推進します。
- ④ 施設の整備充実を図るとともに、指導体制の確立と実践化に努めます。
- ⑤ NPO法人スポーツクラブ「スクラム」との連携を密に、施設の適切な管理・運営を図り、平成21年4月から、新たに多目的広場が竣工し、これまで土佐清水市で開催されなかった野球大会も実施されることになりました。このため施設の有効な利活用として野球の練習、シーズンには社会人・大学生合宿などの誘致を行い、市民のスポーツへの関心とあわせ、土佐清水市の活性化に取組みます。

(5) 文化、芸術活動の推進

- ① 新たな「指定管理者」商工会議所との「協働」により、市民文化会館を文化、芸術活動の拠点として、優れた文化事業の実施、豊かな市民文化の創造と積極的な文化活動の活性化に努めます。
- ② 文化関係団体の育成に努めると共に連携を密にし、自主的な市民活動の推進を図ります。
- ③ 文化財愛護思想を広く住民に普及啓発するために、資料の刊行や文化財に接する機会を提供し、学校教育、社会教育の分野で活用を図り、文化財調査・保存に努めます。
- ④ 埋蔵文化財の保護と開発事業との円滑な調整を図るため、関係者への周知徹底を図ります。
- ⑤ 民俗資料の収集及び、民俗芸能の伝承と後継者の育成に努め、伝承芸能の発展に努めます。
- ⑥ 平成15年度に整備されたあしずり遍路道の活用を図るとともに、関係機関・団体との連携をとりながら情報発信に努めます。
- ⑦ 中世以南の豪族加久見氏の遺構調査については、歴史的背景の解明に努め、平成21年度で調査が終了しました。この調査から得られた資料を活かし、案内看板や史跡ウォーキングコースの設置、小・中学校の社会科見学や史跡研究学習の場として活用します。

(6) 社会教育施設の管理と運営

中央公民館・市民図書館・市民文化会館等との連携を密にし、市民への生涯学習機会の提供や、利用者がよるこんでいただける施設運営や施設管理などの推進に努めます。

(7) 学校教育との連携強化

生涯学習の観点から、学校教育との機能連携を図り、教育全体の総合的成果の向上に努めます。

(8) 人権教育研究団体との連携及び人権教育の推進

人権教育団体等との連絡・提携を強化し協力支援すると共に研究・研修等により自己研鑽に努め、社会教育団体等と共に人権教育の推進に務めます。

IV 中央公民館行政施策

土佐清水市立中央公民館が設置されて46年が経過しました。その間、公民館は地域住民にとって最も身近な学習や交流の場として、活力と潤いのある地域社会の形成に大きな役割を果たしてきました。

今日、科学技術の進歩や社会構造の変化、高齢化の進行や自由時間が増大する中、平成18年12月教育基本法が改正され、生涯学習の理念が新たに規定に盛り込まれました。

また、教育振興計画においても、公民館は、地域の学習の拠点、さらには人づくり・まちづくりの拠点としての機能・充実がうかがわれる等公民館の果たす役割はますます大きくなっていきます。これまで公民館の役割とされた「集う・学ぶ・結ぶ」を十分に達成し、さらに「知る・参加する」を加え、健全な地域社会をコーディネートし、住民自治を育むことが公民館に課せられた大きな使命であります。

公民館はこれらの実現のため、人生のあらゆる時期に学習できるよう、学習機会を提供する主要な場であり市民全体の生涯学習の推進に寄与するため夏季大学講座や市民教室の充実を図ってまいります。

又、学校や家庭では学ぶことのできないさまざまな体験を通して子ども達の健やかな成長を支援するため郷土の歴史や自然等の体験学習を通して少年期における郷土愛や自主性、活動性の伸長を願い、学校や地域との連携に努めるとともに、学習の提供と情報の交換、発信の拠点として事業を推進してまいります。

(1) 生涯学習の積極的な推進

市民の生涯学習の「場」として、講座の開設、講習会の開催等を行うとともに、必要に応じて学校、社会教育施設、社会教育関係団体、その他の民間団体、関係行政機関等と協同して、効果的な運営と効率的な連携を図り事業を推進します。

(2) 高齢者の学習活動の活性化

高齢社会の到来に伴い、高齢者の社会参加、余暇活動や健康増進が求められており、これらの学習の必要性に積極的に対応します。

(3) 地域に根ざした青少年育成活動の推進

郷土の歴史、自然、勤労に感謝する学習、自然体験学習、奉仕活動などの地域に根ざした青少年育成活動・環境美化活動を推進します。

(4) 人権学習の積極的な推進

各種学級の学習の場において、人権学習の推進を基本目標のひとつに掲げ、市民の人権意識の向上に努めます。

(5) 国際化、情報化に対応するための学習の推進

国際理解能力や情報を活用する能力を育成するため、ALTによる英会話講座等を開催します。

(6) 施設の整備充実

地域住民の学習活動と憩いの場としての整備充実に努め、公民館利用者の拡大を図り学習内容の充実に努めます。

V 教育センター行政施策

1. 基本目標

少子高齢化に伴う人口構造変化、不況に伴う社会の閉塞感、インターネット等による犯罪、各種の犯罪増加に伴う社会状況において、青少年を取り巻く環境が大きく変化しています。このような状況において、未来を担う子ども一人ひとりが夢と希望を持ち心豊かに健やかに育つことを願い、家庭・学校・職場・地域社会が相互に連携し、青少年の健全育成に取り組む必要があります。

このような現状と課題をふまえ、土佐清水市教育センターは、「少年補導センター・教育研究所・あすなろ教室」が一体となり、「青少年の健全育成の充実」・「教育調査研究」・「教育相談活動の充実」・「不登校児童生徒の支援」を図っていくことを課題として位置づけ、学校、関係機関との連携を図りながら開かれた教育センターとしての業務の充

実を図ります。

さらに、孤立している子どもの心の不安を和らげるため気楽に相談できる体制づくりを行い、相談を通して自分を見つめ直す機会を与えられるとともに、希望を持ち、笑顔と活力ある教育センターをめざし、職員の健康づくりとともに積極的な研修等による資質向上を行ない機能充実を図ります。

○3機関の連携協力 ○各種相談業務の充実 ○適応指導教室の環境充実

2. 重点目標

(1) 少年補導センター

全国的な傾向で青少年非行の特徴は、低年齢化、単純な動機による非行が増加傾向にあり、関係機関とも連携を取りながら、登下校時、昼間、夜間の街頭巡回による子どもの見守りに努めながら、「安全・安心のまちづくり」に一層の展開を推進します。特に、街頭巡回においては青色回転灯装備車輛を活用し、児童・生徒の登下校の巡回パトロールに重点を置き活動を展開します。

近年、子どもの犯罪被害が数多く発生し、県下でも不審者による声かけ事案、不審車両の目撃等、日常生活の中でも子どもを対象とした犯罪の発生が危惧される状況にあることから、スクールガードリーダー2名による「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」を継続するとともに、関係機関と連携し「地域ぐるみ」で子ども達への声かけ・見守り活動を推進します。

子どもの犯罪被害防止や、非行防止のため子ども自身に対する教育活動も重視し、防犯教室や、非行防止の啓発等、警察署と連携し推進します。また、関係機関と連携実施している夜間補導等についても引き続き実施します。

また、自閉症関係等の多様化する相談活動に対応するため、今後においては今迄以上に各種関係機関と連携を密にしながら関係機関が一体となった相談活動の充実を図ります。

虐待等子どもの健全育成に不適切な事例が発生している実態にあることから、本市の要保護児童対策協議会(ほっとネットしみず)にも積極的に関わり子どもの健全育成に努めます。

(2) 教育研究所

研究協力校・研究員を委嘱し、各学校の実践を尊重するとともに密接な連携を図り個性豊かな教育・調査研究の振興を図り、学力向上にむけた、教科指導の支援とともに、各校におけるホームページの作成や充実、情報機器を活用した授業作り支援、情報教育に関わる校内研修の支援に努め、さらには、小学校における外国語学習の導入に伴い、教育センターを研修の場として活用しながら、「楽しい授業の実践講座」等の研修支援を推進します。また、「あすなるネットワーク」組織の充実を図るとともに各関係機関と連携を強化し、児童・生徒、保護者、教職員を含め、よりきめ細かな相談活動と支援体制を強化しながら不登校や問題行動等への適正な対応に努めます。あわせて、適応指導教室の支援充実にも努めます。

23年度においても、教育版「高知県地域アクションプラン」事業を導入し、夏休み子ども体験教室を開催します。

(3) 適応指導教室

児童・生徒が将来、精神的にも、経済的にも自立し、豊かな人生を送れるよう社会的な自立に向けての支援を行います。そのために児童・生徒の居場所作りに努め、学校への登校のみを最終目標とせず、児童・生徒自らが主体的に進路を捉え、社会的に自立することを支援します。

あわせて、教育支援コーディネーター組織等と連携しながら、問題点を共有し、早期対応と適切な支援体制の確立を図ります。また、「適応指導教室」へも通室出来ず、家庭内への引きこもり状態の児童・生徒に対し、学校・関係機関と連携しながら、積極的にこちらからのアプローチを図り、適切な早期対応に努めます。